

平成 27 年度 一般廃棄物処理実施計画 (ごみ関係)

平成 27 年 3 月 31 日

1 総括事項

廃棄物の処理及び清掃に 関する条例関係	条例名	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例							公 布 日	平成 4 年 12 月 19 日	施 行 日	平成 5 年 4 月 1 日	
	最終改正(変更部分)	家庭系ごみの有料化及び事業系ごみ処理手数料等の改正							公布(予定)日	平成 26 年 7 月 17 日	施行(予定)日	平成 27 年 4 月 1 日 <small>一部平成27年1月15日施行 一部平成26年10月1日施行 一部平成26年7月17日施行</small>	
行政区域面積・人口	面積	39.66 km ²			人 口	(平成27年10月現在) 174,895 人							
市町村と組合の関係													
全 排 出 量		混 合 ご み	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源 ご み	粗 大 ご み	特別管理 一般廃棄物	その他の ご み	小 計	直接搬入 ご み	計 画 収 集 総 量	自 家 処 理 量	全 排 出 量
	家 庭 系		20,948	1,061	22,272	469		66	44,816	1,512	46,328	0	46,328
	事 業 系		8,953	0	0	0			8,953	6,900	15,853	0	15,853
	計		29,901	1,061	22,272	469	0	66	53,769	8,412	62,181	0	62,181

2 分別区分及び排出方法等

(1) 家庭系一般廃棄物（排出禁止物を除く）

分別区分	説明	回数	曜日・場所等	排出方法	収集方法(市)	処理施設等	
資源物	1 飲食用カン	飲料用、食料用の空きカン、菓子のカン、ペットフードのカン(アルミカン・スチールカン)	週1		中身を使いきり、汚れている場合は汚れを落として、所定の場所に配布されたコンテナ(黄色)に直接排出	ステーション方式 (所定の場所(原則として、それらを利用しようとする市民が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所。)にて収集する)	笹田リサイクルセンター(笹田1-11-34)
	2 飲食用ビン	飲料用、食料用の空きビン、飲み菓のビン、ドリンク剤のビン(ガラス製)	週1		中身を使いきり、汚れている場合は汚れを落として、所定の場所に配布されたコンテナ(青色)に直接排出。プラスチック製のふた・栓は容器包装プラスチック、金属性のふた・栓は燃えないごみに排出		
	3 ペットボトル	ポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料(清涼飲料、酒類、乳飲料等)又は特定調味料(しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ノンオイルドレッシング等)が充てられたペットボトル	週1		中身を使いきり、ふた・ラベルをはずし、中をすすいで、透明か半透明のポリ袋で排出。ふた・ラベルは容器包装プラスチックに排出		民間処理施設
	4 容器包装プラスチック	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装(ペットボトル、医療系廃棄物以外のもの)	週1		中身を使いきり、汚れている場合は汚れを落として、透明か半透明のポリ袋で排出	ステーション方式(同上)※	
	5 植木剪定材	剪定した植木の枝や葉、草・落ち葉など(竹・笹・シュロ類を含む)	週1	所定の場所ごとに指定された曜日に午前8時30分までに排出する。	枝は、長さ50cm以内に切りそろえ、束ねて排出。草や落ち葉は透明か半透明の袋で排出	ステーション方式(同上)	植木剪定材受入事業場(関谷1493-2)
	6 新聞・雑誌・ボール紙・段ボール等	①新聞(折込広告を含む) ②雑誌、古本、ボール紙(菓子・ティッシュの箱など)、クラフト紙 ③段ボール(波形の紙がはさまった厚紙)	週1	1回に排出できる量は、一世帯あたり450相当のポリ袋で5袋又は5束までとする。	①～③は品目ごとに分けてひもで縛って排出(ボール紙は紙袋に直接入れ、縦紐をかけて排出することもできる。)	ステーション方式(同上)/市が指定した施設における拠点方式	民間処理施設
	7 ミックスペーパー	新聞・雑誌、古本、ボール紙、クラフト紙、段ボール、汚れている紙以外の紙類(ノート・事務用紙、コピー用紙、ダイレクトメール、包装紙、カタログ、窓あき封筒、はがき、レシート類、感熱紙、メモ用紙、写真・シュレッダーにかけた紙など)	週1		紙袋に直接入れ、口をホチキスかガムテープでとめて排出		笹田リサイクルセンター(笹田1-11-34)
	8 紙パック	牛乳・酒・ジュース類の紙パック(内側が銀色や茶色のものも含む)	週1		すすいで、乾かして、開いて、ひもかゴムで束ねて排出	ステーション方式(同上)	民間処理施設
	9 布類	布類、下着、靴下、セーター、毛布、シーツ、カーテン、ハギレ、毛糸など(綿・羽毛の入ったもの・革製品は除く)	週1		洗って乾かしてから、透明、半透明のポリ袋で排出		
	10 製品プラスチック	この表の4の項を除くポリプロピレン(PP)又はポリエチレン(PE)の単一素材により形成されているものであって、三角コーナー、ザル、ボウル、水切りかごトレイ、密封容器、バケツ、ちりとり、ごみ箱、風呂イス、手おけ、洗面器、書類スタンド、レターケース、トレイ、バスケット、洗濯かご、植木鉢、プリンターなどの製品プラスチック	月1		汚れている場合は汚れを落として、大きいものはそのまま排出し、小さいものは透明か半透明のポリ袋で排出		坂ノ下積替所(坂ノ下34番地先)
	11 使用済み食用油	サラダ油、コーン油、菜種油、オリーブオイルなど植物性の油	月1		ペットボトルに入れ、ペットボトル本体に「食用油」と記入し、袋に入れずにそのまま排出		坂ノ下積替所(坂ノ下34番地先)/今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)
ごみ	12 危険・有害ごみ	蛍光管、乾電池、体温計又は温度計(それぞれ水銀を使用しているものに限り)、スプレー缶、カセットボンベ、ガラス製品・陶磁器・鏡(それぞれ割れたものに限り)、刃物類、電球	月1		蛍光管及び電球は購入時の包装容器に入れるか、紙紙で包み各々「蛍光管」または「電球」と明記して別々に排出。乾電池、体温計は各々、透明、半透明のポリ袋に入れて排出。スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切った状態にした上で、透明、半透明のポリ袋に入れて排出。割れたガラス製品・陶磁器・鏡、刃物類は紙に包み、「キケン」と明記して排出	ステーション方式(同上)※	名越クリーンセンター(大町5-11-16)
	13 燃やすごみ	この表の1から12までの項及び14から15までの項を除くもの。(生ごみ、ベルトやハンドバッグなどの皮革製品、鼻紙などの汚れた紙くず、ぬいぐるみなど中綿が入ったもの、革靴、スニーカーなど)	週2	所定の場所ごとに指定された曜日に午前8時30分までに排出する。	有料袋(指定収集袋)で排出		
	14 燃えないごみ	この表の1及び2の項を除くカンビン、金物(鋤・フライパン・やかなど)、傘、陶磁器(茶碗・湯飲み・皿・植木鉢など)、ガラス製品(コップ、ボールなど)、汚れやさびのひどいカンビン、小型の電気製品(一辺が50cm未満のもの)	月1	1回に排出できる量は、一世帯あたり400相当の有料袋(指定収集袋)で5袋までとする。	有料袋(指定収集袋)で排出		坂ノ下積替所(坂ノ下34番地先)/今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)
	15 粗大ごみ・大型粗大ごみ	一辺の長さがおおむね45cm以上のもの、一辺の長さが1m以上のもので条例別表第1に定めるもの(条例第25条に定める排出禁止物及び別に定めるものを除く)	随時		持ち込みの場合:事前に名越・今泉クリーンセンターのいずれかのクリーンセンターに電話で申込みの上、指定された日時に申込みをしたクリーンセンターに持ち込む 収集を依頼する場合:事前に名越・今泉クリーンセンターのいずれかの管轄クリーンセンターに電話で申込みの上、粗大ごみシール(手数料納付済みのもの)を貼付して、指定された日時・場所に排出	持ち込み戸別方式(指定した場所にて収集する)	名越クリーンセンター(大町5-11-16)/今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)
16 臨時ごみ	この表の1から14までの項の資源物及びごみが一回に排出できる量を超える場合、また、それらを収集日及び量に関わらず臨時に出す場合	随時		持ち込みの場合:事前に名越・今泉クリーンセンターのいずれかのクリーンセンターに電話で申込みの上、品目ごとに分別し、指定された日時に申込みをしたクリーンセンターに持ち込む。植木剪定材を持ち込む場合は、植木剪定材受入事業場へ持ち込む(事前の申込みは不要)。有料袋(指定収集袋)は使用しない 収集を依頼する場合:事前に名越・今泉クリーンセンターのいずれかの管轄クリーンセンターに電話で申込みの上、品目ごとに分別し、指定された日時・場所に排出(収集時に立ち会いが必要)。有料袋(指定収集袋)は使用しない		名越クリーンセンター(大町5-11-16)/今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)/植木剪定材受入事業場(関谷1493-2)	

※一部地域(主に七里ガ浜地区、山ノ内地区、鎌倉山地区)は戸別方式(指定した場所にて収集する)

(3) 事業系一般廃棄物

ごみ 3

分別区分	説明	回数	排出方法	収集方法	処理施設等
資源物	1 資源化可能な紙	随時	搬入先や収集運搬業者の指定する方法による	排出事業者自らが運搬又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(以下「専ら物」という)のみを収集運搬する業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	古紙再生業者又は一般廃棄物処理業者
	2 布類	随時			古布再生業者又は一般廃棄物処理業者
	3 植木剪定材	随時	植木剪定材は長さ1.5m以下、直径60cmを超える幹類は60cm以下に切って排出。産業廃棄物(建設業に係るもの)は除くこと	排出事業者自らが運搬、造園業者等が排出者の委託を受けて剪定し運搬又は一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	植木剪定材受入事業場(関谷1493-2)
ごみ	1 燃やすごみ	随時	生ごみはできる限り水分、油分を除去して排出 排出禁止物及び産業廃棄物は除くこと 焼却や搬入に支障がない大きさ・重さとする	排出事業者自らが運搬又は一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	名越クリーンセンター(大町5-11-16)/今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)

※ 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属・プラスチック・ガラス・布・粘着物等がついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、ターボリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、合成紙等

(4) 清掃ごみ等

分別区分	回数	収集方法等	処理施設等
1 道路に遺棄された動物の死体	随時	電話連絡後、収集	名越クリーンセンター(大町5-11-16)/今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)
2 道路等(市有地)に不法投棄されたもの	随時	電話連絡後、収集	家庭系一般廃棄物の分別区分に基づく処理施設等
3 地域で清掃等したもの	随時	電話連絡後、収集	

(5) 市が処理しないごみ(鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第25条に定める排出禁止物)

ごみ 4

区分	対象品目	処理施設等	
排出禁止物	有毒性物質を含むもの	農薬(容器を含む)、化学薬品(容器を含む)、オイル・バッテリー・石油・灯油類などの廃液(容器を含む)、ニカド電池・リチウム電池等の小型二次電池、ボタン電池、タイヤ	販売店、メーカー又は民間処理施設
	著しく悪臭を発するもの	汚物	
	危険性のあるもの	プロパンガスボンベ、消火器(中身の入っているもの)	
	感染性を有するもの	医療系廃棄物のうち鋭利なもの	
	著しく容積又は重量が大きいもの	自動車、船、ピアノ、タイヤホイール、バイク・オートバイ、電動アシスト自転車、電動3輪車・4輪車、脱穀機などの農機具、耐火金庫、木製を除く風呂桶、電動・ソーラー式温水器、冷蔵庫・冷凍庫(業務用の形態のもの)、石油タンク(90ℓ以上)、ドラム缶(200ℓ以上)、サーフボード類(サーフィン、ウインドサーフィン、ポディーボード)	
	土石類	コンクリート、土、砂、石、レンガ、ブロック、瓦、その他類するもの	
	その他生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及び市が行う廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすもの	電気冷蔵庫(冷蔵庫、ワイン庫、冷凍冷蔵庫)、電気洗濯機、衣類乾燥機、テレビ受像機(液晶式を含む)、エアコン(ユニット型、室外機込み)、パソコン(デスクトップ本体、パソコン用ディスプレイ、ディスプレイ付デスクトップ、ノートブック及び販売時に標準装備されていたキーボードなど1kg以上のもの、スプリング付きマットレス(ソファベッド含む)(※)、ボウリングのボール	

※スプリング付きマットレスは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第24条に基づく適正処理困難物にも指定

3 収集形態別収集量

(イ) 直営 委託 (法6条の2) 許可 (法7条) 市町村・組合が 中間・最終処理 するもののみ 直接搬入	区 域 市内全域	燃やすごみ(※)、燃えないごみ、危険・有害ごみ、使用済み食用油、植木剪定材、ペットボトルはステーション収集(※燃やすごみは一部地域で戸別収集)、粗大ごみ及び臨時ごみは申し込み制の随時収集	燃やすごみは週2回、植木剪定材、ペットボトルは週1回 燃えないごみ、危険・有害ごみ、使用済み食用油は月1回、粗大ごみ及び臨時ごみは随時	焼却 4,866 t/年	直接埋立 t/年	資源化 284 t/年	保 管 t/年	組合へ搬出 t/年	他へ搬出(搬出先) 377 t/年 (リネックス、長南商店、桂本商店、他)	収 集 量 5,527 t/年	
	区 域 市内全域	業者数 2社	飲食用カン・ビン、紙パック、ミックスペーパー、新聞、雑誌・古本・ボール紙、段ボール、布類、容器包装プラスチック(※)、ペットボトル、燃やすごみ、燃えないごみ(※)、危険・有害ごみ(※)、使用済み食用油(※)、植木剪定材、製品プラスチックはステーション収集(※容器包装プラスチック、燃えないごみ、危険・有害ごみ、使用済み食用油は一部地域で戸別収集)	燃やすごみは週2回、飲食用カン・ビン、新聞、雑誌・古本・ボール紙、段ボール、布類、容器包装プラスチック、植木剪定材、ペットボトルは週1回、燃えないごみ、危険・有害ごみ、使用済み食用油、製品プラスチックは月1回	焼却 16,438 t/年	直接埋立 t/年	資源化 21,558 t/年	保 管 t/年	組合へ搬出 t/年	他へ搬出(搬出先) 957 t/年 (リネックス、長南商店、桂本商店、他)	収 集 量 38,953 t/年
	区 域 許可業者への収集申請をした事業所	業者数 39社	各事業所ごとに収集								
	区 域 市内全域	焼却 8,953 t/年	直接埋立 t/年	資源化 t/年	保 管 t/年	組合へ搬出 t/年	他へ搬出(搬出先) t/年	収 集 量 8,953 t/年			
	区 域 市内全域	焼却 1,380 t/年	直接埋立 t/年	資源化 6,934 t/年	保 管 t/年	組合へ搬出 t/年	他へ搬出(搬出先) 434 t/年 (リネックス、長南商店、桂本商店、他)	収 集 量 8,748 t/年			

※一部粗大ごみ 処理施設	No.	施設の名 称	所 在 地	処理方式	公 称 能 力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	破砕・圧縮後の処分方法	備 考	
	1	名越クリーンセンター	大町5-11-16	破砕	50 t/日	277 日	92 t/年	0.01	焼 却	前処理	
	2	今泉クリーンセンター	今泉4-1-1	破砕	50 t/日	326 日	28 t/年	0.00	焼 却	前処理	
	3	名越クリーンセンター	大町5-11-16	圧縮	10 t/日	301 日	67 t/年	0.02	資 源 化	中間処理	
	4	今泉クリーンセンター	今泉4-1-1	圧縮	10 t/日	326 日	81 t/年	0.02	資 源 化	中間処理	
	合 計										
	理 施 設	No.	施設の名 称	所 在 地	処理方式	公 称 能 力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	破砕・圧縮後の処分方法	備 考
		1	笹田リサイクルセンター	笹田1-11-34	選別・圧縮	20 t/日	256 日	2,093 t/年	0.41	資 源 化	ビン・カン
2		笹田リサイクルセンター	笹田1-11-34	圧縮・梱包	20 t/日	256 日	2,672 t/年	0.52	資 源 化	ミックス	
合 計											
設 最 終 処 分 場	No.	施設の名 称	所 在 地	埋 立 物	全 体 容 量	残 余 容 量	年 間 処 分 量		覆 土 量	総 埋 立 量	埋立終了年月
							重 量	体 積			
				可・不・残・他	m ³	m ³	t	m ³	m ³	m ³	年 月
				可・不・残・他							
				可・不・残・他							
				可・不・残・他							
				可・不・残・他							
	合 計										

※……………処理効率＝年間処理／(公称能力×年間稼働日数)

6 処理施設等の整備計画(整備中の施設を含む)

処 理 施 設	施設の種類	施設の名称	所在地	整備期間		規模	処理方式	備考			
				年 月 ~ 年 月	t/日						
処 理 施 設	ごみ処理施設			年 月 ~ 年 月	t/日						
	廃棄物運搬中継・中間処理施設			年 月 ~ 年 月	t/日						
	粗大ごみ処理施設			年 月 ~ 年 月	t/日						
	廃棄物再生利用施設			年 月 ~ 年 月	t/日						
最 終 処 分 場	施設の種類	施設の名称	所在地	整備期間	埋立期間	埋立物	敷地面積	埋立地面積	埋立容量	浸出液処理設備 公称能力	処理方式
				年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	可・不・残・他	m ²	m ²	m ³	m ³ / 日	
車 両	直営	現有車両 (平成 26 年度末)				整備計画 (平成 27 年度)					
		収集車:25台 運搬車:15台				収集車:25台 運搬車:15台					
	委託業者 (法6条の2) 業者数 (2 社)	現有車両 (平成 26 年度末)				整備計画 (平成 27 年度)					
		収集車:90台 運搬車:31台				収集車:90台 運搬車:31台					
許可業者 (法7条) 業者数 (39 社)	現有車両 (平成 26 年度末)				整備計画 (平成 27 年度)						
	収集車212台				収集車212台						

ごみの排出抑制の方法	廃棄物減量化及び資源化推進審議会での審議、廃棄物減量化等推進員制度の活用、啓発活動の充実、環境教育の実施、事業者に対する3R活動の促進、生ごみ処理機の普及拡大、家庭系燃やすごみ及び燃えないごみの有料化				
再資源化の方法及び量	週1回収後資源化／飲食用カン・ビン(2,093t)、紙類・布類(11,453t)、容器包装プラスチック(2,157t)、ペットボトル(480t)、植木剪定材(5,391t) 月1回収後資源化／使用済み食用油(38t)、燃えないごみ(376t)、危険・有害ごみ(66t)、製品プラスチック(230t) 随時収集後資源化／粗大鉄屑・非鉄(148t)、粗大木くず(201t) 持込後資源化／植木剪定材(6,288t)、直接搬入紙類・布類(233t)、直接搬入粗大(383t)、直接搬入不燃(51t)、布団(52t)、木質廃材(234t)、製品プラスチック(50t)、事業系量(77t) その他資源化／焼却灰スラグ化(2,433t)、不燃残渣スラグ化(543t)				
委託業者(法6条の2)の指導方針	市が定める基準及び法に規定されている基準を遵守させ、事業実施後、すみやかに実績報告を提出させることにより監督を行う				
事業系の一般廃棄物の指導方針	<ul style="list-style-type: none"> 排出者責任及び拡大生産者責任の原則から、排出抑制、自己処理、減量化及び適正処理の推進に努め、市の施策に協力することを基本とする 多量の事業系一般廃棄物を発生させた事業者には減量化及び資源化計画書を作成・提出させ、自ら資源化等を行うことに取り組む 				
許可業者(法7条)の指導方針	<ul style="list-style-type: none"> 市が定める基準及び法に規定されている基準を遵守させている 定期的に一般廃棄物の収集運搬許可業者との懇談会、勉強会を開き、市の処理計画に対する理解と排出事業者への対応を適正に行えるように確認している 				
適正処理困難物の処理・処分の現状及び今後の方針	使用済み乾電池	廃蛍光管	その他		
	危険・有害ごみとして収集し、専門処理業者による処理を行う	危険・有害ごみとして収集し、専門処理業者による処理を行う			
特別管理一般廃棄物の処理方法	感 染 性 廃 棄 物	医療機関の責任において専門処理業者による処理を行う	ばいじん	P C B 部 品	

平成 27 年度 一般 廃棄物 処理 実施 計画 (生活排水関係)

平成 27 年 3 月 31 日

1 総括事項

廃棄物の処理及び清掃に		条例名 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例		公 布 日	平成 ₄ 年 12 月 19 日	施 行 日	平成 ₅ 年 4 月 1 日	
関 する 条 例 関 係		最終改正(変更部分)	家庭系ごみの有料化及び事業系ごみ処理手数料等の改正	公布(予定)日	平成 ₂₆ 年 7 月 17 日	施行(予定)日	平成 ₂₇ 年 1 月 15 日 <small>一部平成27年1月15日施行 一部平成26年10月1日施行 一部平成26年7月17日施行</small>	
行政区域面積・人口		面積	39.66 km ²	人 口	171,520 人			
市町村と組合の関係	生活排水							
	し尿・汚泥							
水洗化人口	生活雑排水処理	コミュニティプラント	設置数	基、人口	人	区域内人口		
		合併処理浄化槽	設置数	949 基、人口	1,209 人	171,520 人		
		公共下水道	区域	鎌倉大船処理区	面積	26.60 km ² 、人口	156,105 人	公共下水道人口
		そ の 他	人口		人	156,105 人		
	生活雑排水未処理	単独処理浄化槽	設置数	9,772 基、人口	13,655 人	水洗化人口 170,969 人		

3 処理施設の稼働等計画(試運転を含む)

し尿処理施設	No.	施設名称	所在地	処理方式	公称能力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	年間残渣量	残渣の処分方法	付帯設備
					kl/日	日	kl/年		t/年		
合 計											
生活排水処理施設等	No.	施設名称	所在地	処理方式	公称能力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	年間残渣量	残渣の処分方法	付帯設備
合 計											
下水道投入	投入地点	深沢クリーンセンター 笛田3-24-1				投入方法	無希釈放流				
	貯留槽 (所在地・容量等)					積出港					
海洋投入	投入地点					委託先					
最終処分場	No.	施設名称	所在地	埋立物	面積	全体容量	残余容量	年間処分量	埋立終了年月	備 考	
合 計											

4 処理施設等の整備計画(整備中の施設等を含む)

処理施設	施設の種類	施設の名称	所在地	整備計画	規模	処理方式	備考
				年 月 ~ 年 月			
処理施設	し尿処理施設	施設の名称	所在地	整備計画	規模	処理方式	備考
				年 月 ~ 年 月			
船	投入船 (直営、委託、許可に分けて記入)	現有車両 (平成 年度末)			整備計画 (平成 年度)		
車	直営	現有車両 (平成 26 年度末)			整備計画 (平成 27 年度)		
		汚泥車 :1台 貨物車 :1台				汚泥車 :1台 貨物車 :1台	
	委託業者 (法6条の2) 業者数 (1社)	現有車両 (平成 26 年度末)			整備計画 (平成 27 年度)		
バキューム車:5台					バキューム車:5台		
両	許可業者 (法7条) 業者数 (2社)	現有車両 (平成 26 年度末)			整備計画 (平成 27 年度)		
		バキューム車:1台				バキューム車:1台	

委託業者（法6条の2）の指導方針	市が定める計画及び法に規定されている基準を遵守させ、し尿の収集運搬状況を作業日ごとに報告させ監督している
許可業者（法7条）の指導方針	・適正な清掃料金を定めるように指導を行い、許可更新時に事業計画を提出させている ・清掃実施前の浄化槽清掃届及び毎月5日までに前月の実施報告を提出させることにより監督している
再資源化の方法及び量	
し尿処理事業に係わる経費削減の取組方	
備考	